

不妊治療に関する質問

(岐阜県子育て支援課)

<質問1>

岐阜県の不妊治療費助成事業について教えてください。

<回答>

保険を適用して実施した、顕微授精及び体外受精について、自己負担分に対し10万円を上限に助成します。

申請の時点で、夫又は妻のいずれか一方、又は両方が岐阜県内に住所を有していることが要件になります。

<質問2>

申請に必要な書類を教えてください？

<回答>

- ①岐阜県特定不妊治療費助成事業申請書兼請求書（岐阜県HPよりダウンロード可）
- ②岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（岐阜県HPよりダウンロード可）
- ③特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書の原本
- ④申請日から3か月以内の日付の住民票

<質問3>

申請方法を教えてください。

<回答>

下記窓口へ、治療を終了した年度内に、簡易書留にて郵送してください。

〒500-8570

岐阜市清住町1-3-2

岐阜中央郵便局留め

※封筒には必ず「岐阜県庁（特定不妊治療費助成事業補助金交付申請）」と記入してください。